

議案第43号

阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について

阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例(平成27年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	

議案第43号 説明資料

【主な改正の理由】

介護保険法施行規則の改正に伴い、町条例の引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

指定介護予防支援の業務委託について定める条文の中で引用している介護保険法施行規則が改められ、町条例の引用条文に条ずれが生じたため、本条例においても改正後の条番号に改める。